

## 福島県新事業分野開拓者認定制度実施要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第4項における新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「開拓者」という。）の認定について定めるものとする。

### (対象)

**第2条** 開拓者の認定の対象は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、県内に事業所を有するもの

(2) 県内で法人を設立しようとする個人

2 この要綱の対象となる新商品又は新役務は、次の各号に定めるものを除く物品（ソフトウェアを含む。）または役務とする。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項から第11項に定めるもの

(2) 医療行為またはそれに類する役務

### (実施計画の認定申請)

**第3条** 開拓者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書（第1号様式）及びその添付書類（以下「実施計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

### (認定基準)

**第4条** 認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、県の機関において用途が見込まれないものは認定対象外とする。

(1) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号の規定に適合する事。

(2) 実施計画が公序良俗に反しないこと。

(3) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、J I S（日本工業規格）、工事共通仕様書等、県その他の公的機関が定める規格等に適合すること。また、実施計画が関係法令に違反しないこと。

### (認定審査会の設置)

**第5条** 開拓者の認定手続の公正を期するため、開拓者の認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、前条及び地方自治法施行規則第12条の3に規定する事項について審議する。

3 審査会の委員は、会長及び学識経験者2名のほか、次に掲げる委員をもって組織する。

生活環境部生活環境総室生活環境総務課主任主査  
保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課主任主査  
商工労働部商工労働総室商工総務課主任主査  
商工労働部産業振興総室産業創出課主任主査  
農林水産部農林水産総室農林企画課主任主査  
土木部企画技術総室技術管理課主任主査  
出納局入札用度課主任主査

- 4 前項の委員が事故又はやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 会長は、商工労働部産業創出課長（以下「産業創出課長」という。）をもってこれに充て、会務を総理し、会議を招集する。
- 6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 7 会長は、第3項の委員の他に必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 8 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 9 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

#### （認定及び認定期間）

**第6条** 認定は、審査会の審議を経たのち、知事が行うものとする。

- 2 認定期間は2年間とする。ただし、審査会の審議を経て認定期間を更新することは妨げない。

#### （認定者名簿への登録及び認定番号の付与）

**第7条** 産業創出課長は、開拓者と認定された者については、別に定める開拓者名簿に登録し、認定番号を付与するとともに、認定の結果を申請者に通知するものとする。

また、開拓者と認定されなかった者についても、当該結果を申請者に通知するものとする。

#### （実施計画の変更）

**第8条** 開拓者と認定された者が、第3条の規定により申請した実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画を第2号様式により提出し、審査会の承認を受けなければならないものとする。

#### （認定の取り消し）

**第9条** 知事は、開拓者と認定された者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条に規定する対象でなくなったとき。

- (2) 第4条に規定する認定基準を満たさなくなったとき。
  - (3) 実施計画書に従って新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認められるとき。
  - (4) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- 2 前項の認定の取り消しにより損失が生じたときは、その損失は開拓者と認定された者の負担とする。

**(状況報告)**

**第10条** 開拓者と認定された者は、年に一度別に定める時期までに第3号様式により状況報告書を提出しなければならないものとする。

**(庶務)**

**第11条** 開拓者の認定手続に関する事務は、産業創出課において処理する。

**(県の責務)**

- 第12条** 県は、物品の調達において、開拓者の認定に係る新商品又は新役務の性能、品質、数量、内容、価格等について考慮のうえ、その調達に努めるものとする。
- 2 県は、開拓者の認定に係る新商品の普及促進を図るため、新商品に関する情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

**(その他)**

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

- この要綱は、平成18年6月26日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年8月20日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年12月14日から施行する。